

令和7年度水産業復興加速化総合対策事業
(地域復興促進業務) 委託仕様書

1 目的

本県水産業は、海面においては令和3年4月から本格操業への移行期間に入り、内水面においては会津地方の魚介類に対する出荷制限指示がすべて解除されるなど、復興に向け重要な局面にある。

一方で、県内における水産業の復興状況は、地域によって大きく異なり、復興促進に向けては、地域ごとの現状と課題を十分に把握し、有効な取組を関係者一丸となって進めていく必要がある。

そこで、県は、本事業により水産業復興に向けた地域の課題を把握し、この解決に向け、市町村や漁協等が連携した取組を実現することで、水産業復興を促進する。

2 業務の内容

(1) 海面の「水産業に関わりが深い地域」(以下、「水産業地域」)では相双といわきの2地区、内水面の水産業地域では会津、中通り、浜通りの3地区を対象に、各1団体以上の水産業関係団体等から以下について情報の収集を行う。

ア 水産業復興に関する各地域の現状と課題

イ アの課題解決に向けた取組の要望

(2) (1)の情報収集結果を踏まえ、以下により取組の企画を立案する。

ア 企画の立案に際し、各水産業地域に関係する水産業関係団体等と十分協議すること。

イ 取組の効果検証に係る評価項目及び目標値を水産業関係団体等と共有すること。

(3) (2)で立案した企画に基づく取組を、以下により実施する。

ア 海面の水産業地域からの要望を踏まえたものについては延べ2回以上、内水面の水産業地域からの要望を踏まえたものについては延べ3回以上実施すること。

イ 実施に当たっては、水産業関係団体等と連携すること。

ウ 実施の際、(2)のイで共有した評価項目について、アンケート調査等を実施すること。

(4) (3)で実施した取組について、以下により取組の効果を検証する。

ア (3)のウで把握した評価項目の結果を分析すること。

イ 協議・連携した水産業関係団体等にヒアリングを行い、取組の効果について所感を把握すること。

(5) 当業務を行うにあたり必要な計画立案、各団体等との調整、準備、管理運営等全般を行うこと。

3 成果品

(1) 実績報告書及び収支報告書

なお、様式は、県と協議の上、定めることとする。